

# ジュネーヴにおけるルソー家の来歴

— 父親からの継承をめぐって —

井 関 麻 帆\*

## はじめに

ジャン＝ジャック・ルソー (Jean-Jacques Rousseau, 1712-1778) は『学問芸術論』(1750年)によって文壇デビューした際、著者名を「あるジュネーヴ市民<sup>1)</sup>」とのみ記し<sup>2)</sup>、実名を伏せた。さらに、『人間不平等起源論』(1755年)の出版時には、著者「ジュネーヴ市民ジャン＝ジャック・ルソー<sup>3)</sup>」の名の下に「ジュネーヴ共和国への献辞<sup>4)</sup>」(以後「献辞」)を添えた。このように、フランスの啓蒙思想家として歴史に名を残したルソーは、「ジュネーヴ市民」であることを誇りとし、その肩書きに固執し続けたのである。

1712年、ルソーはジュネーヴの時計職人の家系に生まれた<sup>5)</sup>。幼いジャン＝

\* 福岡大学人文学部講師

<sup>1)</sup> 本稿で使用するルソーの作品は全て、プレイヤード版全集 (Jean-Jacques Rousseau, *Œuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau*, édition publiée sous la direction de Bernard Gagnebin et Marcel Raymond, Paris, Gallimard, « Bibliothèque de la Pléiade », 1959-1995, 5 vol.) に依拠する。訳出にあたっては、『ルソー全集』全14巻、白水社、1978-1983年を参照した。引用および参照の際はOCと略記して、該当巻数をローマ数字で、ページ数をアラビア数字で示す。よって、この参照箇所はOC III, p. 1となる。

<sup>2)</sup> ルソーはヴォルテールに宛てた1750年1月30日付の書簡において、初めて「ジュネーヴ市民」(Jean-Jacques Rousseau, *Correspondance complète de Jean-Jacques Rousseau*, édition critique établie et annotée par R. A. Leigh, t. II, Genève, Institut et Musée Voltaire, 1965, p. 124) と名乗っている。

<sup>3)</sup> OC III, p. 109.

<sup>4)</sup> *Ibid.*, pp. 111-121.

<sup>5)</sup> 先代たちが手掛けた時計の多くは、ジュネーヴのパテック・フィリップ時計博物館

ジャックは、父親の姿に自らの将来を重ねていたのかもしれない。『人間不平等起源論』の「献辞」において、ルソーは時計職人だった父親に尊敬の眼差しを向けている。

私は、私に生を与え、幼年期にあなた方を尊敬すべきことをしばしば話してくれた一人の徳高き市民のことを思い出すたびに、この上もなく心地よい感動を覚えたいではありません。彼が自分の手で働いて生活し、最も崇高な真理でその魂を養っている姿が今でも目に浮んできます。[...] 彼の傍らには一人の愛しい息子が、代々の父親のなかで最も優れた父親から愛情の込められた教育を受けながら、あまりにも乏しい実りしか挙げられないでいるのが見られます<sup>6</sup>。

父親は「徳高き市民」であった。幼いルソーの目には、時計職人として働く父親の姿が「崇高な真理」で「魂を養っている」ように映っていたのである。先代から受け継いだ家業を営み、職人の技を駆使して時計を製作する父親の姿は、神々しくさえあったのかもしれない。尊敬する父親から誇り高い「ジュネーヴ市民」であることを教わり、ルソーの祖国愛は育まれていったのである。ここに、「ジュネーヴ市民ジャン＝ジャック・ルソー」の原点を見出すことができるだろう。そして、『人間不平等起源論』の「献辞」を執筆する時、亡き父親から受けた教育を思い出し、感慨に浸りながらも自身が「あまりにも乏しい実りしか挙げられないでいる」こと、つまり「徳高き市民」の教育の成果を

---

および美術歴史博物館の他、ルーヴル美術館や大英博物館など著名な美術館や博物館に所蔵されている。これらの作品は、ルソーの生誕 300 年にあたる 2012 年に、パテック・フィリップ時計博物館において開催された特別展「ルソーの銘を帯びた時計」にて展示され、図録 (Patek Philippe Museum et Comité européen Jean-Jacques Rousseau, *Des montres signées Rousseau*, Genève, Patek Philippe Museum, 2012) に収められた。

<sup>6</sup> OC III, pp. 117-118.

挙げられていないことを悔やむのであった。

父親の教育は、「ジュネーヴ市民」としての誇りや祖国愛の継承に留まらなかったであろう。当時、時計職人の工房では「徒弟が時計の動作を理解し、さらに将来自己で時計を設計しうるために、読み書き、計算、作図、天文学といった学科をも親方が教えた<sup>7</sup>」のであった。時計職人は「当時最も知的な職人<sup>8</sup>」と言われた程である。さまざまな知識が、親方から弟子へ、父親から息子へと受け継がれ、その知的財産の継承が啓蒙思想家ルソーの基礎を形作ったともいえよう。

ルソーは時計職人の息子として生まれ、幼年期に父親から祖国愛と知識を継承し、後半生においては「ジュネーヴ市民」という肩書きに固執し続けた。本稿の目的は、父親が「ジュネーヴ市民」という肩書きを持つ時計職人だったことが、ルソーにどのような影響を与えたのかを探ることである。まずはルソーの生まれ育った環境を把握するため、ジュネーヴにおける時計産業の歴史を紐解くとともに、ルソー家の来歴を考察する。次いで、若い頃にジュネーヴ市民権も時計産業に携わる未来も放棄したルソーが、再び故郷への憧憬と帰還を心に抱いた時、ルソー家という出自、特に父親との関係がいかなる影響を与えたのかを検討する。これらの考察から、ルソーの父親像<sup>9</sup>に新たな一面を見出すことが可能になるであろう。

---

<sup>7</sup> 内田屋美、『時計工業の発達』、服部セイコー、1985年、32頁。

<sup>8</sup> 同上。

<sup>9</sup> ルソーの父親像については、以下の拙稿を参照。「Évolution de l'image du père au fil de l'écriture des lettres chez Jean-Jacques Rousseau — de la colère à l'admiration à l'égard d'Isaac Rousseau —」、『フランス語フランス文学研究』、第107号、日本フランス語フランス文学会、2015年、3-18頁、「ルソーにおける父親像の変遷—「理想的な父親」をめぐって—」、『日本フランス語フランス文学会関東支部論集』、第24号、日本フランス語フランス文学会関東支部、2015年、15-28頁、「ルソーにおける思想の統一性と父親像」、『人文研紀要』、第84号、中央大学人文科学研究所、2016年、211-236頁、「善良なる暴君—『新エロイズ』におけるルソーの父親像—」、『フランス文学論集』、第54号、九州フランス文学会・日本フランス語フランス文学会九州支部、2019年、1-15頁。

## 1. ジュネーヴにおける時計産業の発展

### 1-1. 時計産業の勃興

世界的に有名なスイスの時計産業は、レマン湖畔の都市ジュネーヴから始まった。その起源は、「宗教迫害によって、フランスからジュネーヴへ避難してきた多くの時計技術者たちにもとめることができる。彼らは十六世紀後半において、スイスの時計産業を成立させた<sup>10</sup>」。つまり、フランスから亡命を余儀なくされた宗教難民たちの功績によって発展したのである<sup>11</sup>。

宗教改革の影響を受けて、ジュネーヴは16世紀にプロテスタントの共和国となった。指導者はジャン・カルヴァンである。

一方、宗教改革に対するカトリック教徒の反発から、フランスでは1560年代から1580年代にかけて、新旧両教徒間で数次にわたる戦乱が繰り返された。迫害されたカルヴァン派プロテスタント、すなわちユグノーは亡命を試み、カルヴァンのお膝元であるジュネーヴに移住したのである。そして、「ユグノーがジュネーヴの経済でもたらしたあらゆる貢献のうちで、もっとも顕著なものが時計製造技術の移植であった<sup>12</sup>」。これが、時計職人のジュネーヴ移住第一波である。

逐次到来する新興の時計産業従事者は、中世以来ジュネーヴで発展していた宝石加工業や金銀細工業などの同業者組合に加入していったと考えられるが、1601年には時計職人の同業者組合が独立し、新設されるに至った<sup>13</sup>。1685年の

---

<sup>10</sup> 山口隆二、『時計』、岩波書店、1956年、209頁。

<sup>11</sup> 角山栄は「スイス時計工業の歴史は古く、十六世紀中ごろに遡る。ジュネーヴがウォッチ製造の中心として登場したのは十六世紀後半、その後フランスから亡命技術者集団ユグノーが移住してきた十七世紀末から十八世紀にかけ、時計工業はヌーシャテル地方からベルンへ拡大した。しかしスイス時計工業がめざましい発展をとげるのは十九世紀になってからである。」(角山栄、『時計の社会史』、中央公論社、1984年、210頁)と述べている。

<sup>12</sup> 金哲雄、『ユグノーの経済史的研究』、ミネルヴァ書房、2003年、231頁。

<sup>13</sup> 前掲内田『時計工業の発達』、31-32頁、および尾崎麻弥子、「近世・近代のジュネーヴの経済—商業都市から手工業都市へ」、大川四郎・岡村民夫編、『国際都市ジュネーヴの歴史—宗教・思想・政治・経済』、昭和堂、2018年、290頁。

記録によれば、ジュネーヴにおける時計職人の親方は百人に達し、彼らは三百人の徒弟および職人を雇って年間約五千個の時計（懐中時計）を製作していた<sup>14</sup>。

フランスでは1598年に国王アンリ四世が「ナントの勅令」を發布し、国内のプロテスタント教徒に居住の自由や不完全ながらも礼拝の自由などが認められた。これにより長年にわたる新旧両派の宗教戦争が終結したと思われたが、1643年に即位したルイ十四世は、祖父のアンリ四世が認めたユグノーの権利剥奪を企図し、1685年に「ナントの勅令」を廃止してしまう。そして再び、ユグノーに対する苛烈な迫害が始まった。その結果、「約20万人の男性、女性、子供たちがフランスを去り、国外に宗教上の自由を求めた<sup>15</sup>」のである。彼らは同じ宗派の近隣諸国に亡命したが、先人の教えのごとく、ジュネーヴ共和国ひいてはスイス諸邦を亡命先に選んだ者も多かった。「1682年から1720年の間、約6万人のフランス宗教亡命者が国境を越え、ジュネーヴ（Genève）やスイス諸邦に押し寄せた。約2万5000人がそこに居住し、他の者はそこからさらに他の地域に移動した<sup>16</sup>」のである。この時も渡来ユグノーのなかに熟練の時計職人が多く存在しており、彼らはスイスの時計産業の発展に大いに貢献した。これが、時計職人のジュネーヴ移住第二波である。18世紀後半にもなる「ジュネーヴだけでも、6000人の労働者が毎年5万個以上の懐中時計を製造していた<sup>17</sup>」。このように、ジュネーヴにおける時計産業の勃興は、フランスから渡来したユグノー避難民によりもたらされたのであった。

## 1-2. 同業者組合の設立

宗教亡命者の功績によりジュネーヴの時計産業が軌道に乗り始めた頃、時計

<sup>14</sup> 前掲内田『時計工業の発達』、32頁および47頁。

<sup>15</sup> 前掲金『ユグノーの経済史的研究』、82頁。

<sup>16</sup> 同上、226頁。

<sup>17</sup> 同上、232頁。

職人と呼ばれる職業は、親方、職人、徒弟の三つの階層から成り立っていた<sup>18</sup>。親方は、時計製作に関わるあらゆる知識と技術を徒弟に教え込んで一人前の職人を養成するとともに、工房内の職人および徒弟を労働力として製品を作り上げ、それを市場に販売した<sup>19</sup>。親方は職人養成、時計製作、商品の販売までを手掛けていたのである<sup>20</sup>。

また、親方は同業者組合ギルド<sup>21</sup>の構成員でもあった。ジュネーヴにおいて時計職人独自の同業者組合が設立されたのは1601年であるが、設立当時のギルド規則によると、親方一人につき徒弟一人と定められていた<sup>22</sup>。前述したように、フランスからの宗教亡命者は次第に増え、ジュネーヴの時計産業は拡大していく。これに伴いギルド規則が見直され、1673年になると、親方は自身の子ども以外に徒弟一人と職人二人を雇うことが認められた<sup>23</sup>。そして1685年に「ナントの勅令」が廃止されると、ジュネーヴへ亡命する時計職人はさらに増え、徒弟制度の整備や規則の再編成が行われた。1745年の「時計工房関連の規則」では、ジュネーヴ市民またはその親族以外を徒弟とすることが禁じられ、年齢は12歳以上、契約期間は5年以上と定められていた<sup>24</sup>。当時、ジュネーヴ共和国は四つの社会階層に分かれていたが、市民と呼ばれていたのは上位二つの階層に属する住民であり<sup>25</sup>、時計職人という職業が社会的地位の高い者にしか

---

<sup>18</sup> 前掲内田『時計工業の発達』、34頁。

<sup>19</sup> 同上、32頁および48頁。

<sup>20</sup> 17世紀のジュネーヴでは、このような親方は時計商兼時計師 « *maitres marchands-horlogers* » と呼ばれていた（同上、48頁）。

<sup>21</sup> 中世から近世の西欧諸都市において商工業者間で結成された職業別組合の名称。

<sup>22</sup> 前掲内田『時計工業の発達』、32頁および34頁。

<sup>23</sup> 同上、34頁。

<sup>24</sup> 同上。

<sup>25</sup> 喜多見洋、「転換期ジュネーヴの知識人たち—スイスの視点から見た西欧社会経済思想史の一齣—」、『大阪産業大学経済論集』、第6巻第3号、大阪産業大学学会、2005年、4頁。また、尾崎麻弥子によれば、1673年に時計職人の親方は市民にのみ許された職業となり、1690年には徒弟も市民にのみ限定された（尾崎麻弥子、「18世紀後半ジュネーヴ市の移入民における出身地・職業構成の転換と連続—アビタンの記録と滞在許可証の分析を中心として—」、『社会経済史学』、第71巻第2号、社会経済史学会、2005年、

許されていなかったことがわかる。時計職人になるには、長い年月をかけて技術を身につけなければならなかった。まずは徒弟として数年間の修行を終え、親方に修得を認められると職人に昇格することができた<sup>26</sup>。さらに職人として2年以上勤め、24歳以上の年齢に達していれば、自身が製作した時計を同業者組合に提出することが認められ、審査に合格すれば親方として独立することができた<sup>27</sup>。当時主流であった懐中時計の生産工程は複雑で、時計職人は部品加工<sup>28</sup>から装飾細工<sup>29</sup>まで全て一人でこなさなければならず、各工程の技能の修得が審査の判断基準となっていた<sup>30</sup>。

同業者組合は基本的に、事業独占による利益の維持や構成員への公正な利益分配を志向する組織である。規則を定め、一人の親方が雇用し得る徒弟の数を制限し、個人が全ての工程を一貫生産することを原則として、構成員間の横並び秩序を守ろうとしていた。それゆえ、同業者組合はこの秩序を溶解させ兼ねない分業化を抑制しようと努めていたのである<sup>31</sup>。

### 1-3. 発展と分業化

しかし、17世紀後半以降の時計産業の発展による生産規模拡大は、同業者組合の本能ともいべき上記の規制を掘り崩していった。親方は工房内労働力の拡大を望み、また複雑で多数におよぶ工程の分業化、つまり合理化を求めたのである。労働力の拡大については、前述したように、親方には自身の子どもを徒弟にし、職人を雇うことが認められた。一方、分業化は段階的に行われて

---

76-77頁)。

<sup>26</sup> 前掲内田『時計工業の発達』、34頁。

<sup>27</sup> 同上。

<sup>28</sup> ムーブメントと呼ばれる動力機構部分にあたる歯車、ピニオン、ゼンマイ、鎖、時打、文字板、針などの部品加工。

<sup>29</sup> 時計の装飾に施す宝石細工や七宝細工など。

<sup>30</sup> 前掲内田『時計工業の発達』、30頁および34頁。

<sup>31</sup> 粗製濫造を抑え、製品の品質を維持するという効果もあった。一方で、「このような制約は、時計の増産とコスト低下を阻害する要因」(同上、32頁)ともなっていた。

いく。まず最初に分業化されたのは、ムーヴメントと呼ばれる時計の動力機構部分の加工作業とは異なる、ゼンマイやケース（側）の製造工程であった<sup>32</sup>。1660年には、ゼンマイという特殊な知識と工具を要する部品の専門職人が現われ、時計職人の親方は彼らから部品を仕入れるようになる<sup>33</sup>。また、ムーヴメントを納め、装飾を施すケースを専門に製作する職人（側師）が現われ、1698年には同業者組合が認可された<sup>34</sup>。さらに1716年には、ケースに彫金を施したり、竜頭を製作する彫刻師の同業者組合が設立された<sup>35</sup>。

分業化は特殊部品や付属部品に留まらなかった。18世紀になると生産拡大の帰結として、ムーヴメント自体も、工房内あるいは外部の専門職人との間で分業化が進んでいった。それに伴いジュネーヴでは、時計職人の親方が親類に部品の加工作業を委託することが認められた<sup>36</sup>。

このように、親方は職人や徒弟とともに自身の子どもを工房で働かせ、専門職人に仕事を委託しながら増産に対応していったのである。分業のためのネットワークは、おそらく娘を親方や職人に嫁がせたり、息子を他の業種の親方に徒弟奉公に出すことで形成していったものと思われる。同業者組合による分業認可は、時代の要請に応えるべく試行錯誤した結果であろう。時計産業の発展とともに「親方は、もはやかつてのように時計の生産のすべての工程を自らの手で行なう人ではなく、むしろ分業の組織者<sup>37</sup>」となったのである。親方は、職人たちが作業を分担して組み合わせたムーヴメントを確認して仕上げ、地板受および文字板に自身の名を記して品質保証とし<sup>38</sup>、装飾を施した外注のケース

---

<sup>32</sup> 同上、46頁。

<sup>33</sup> 同上、46-47頁。

<sup>34</sup> 同上、47頁。

<sup>35</sup> 同上、55頁。なお、ルソーは1725年に彫刻師の親方の許に徒弟奉公に出されるが、それはまさにこの分業化によるものであった。

<sup>36</sup> 同上、48頁。

<sup>37</sup> 同上。

<sup>38</sup> 同上。

に納めて時計を完成させたのであった。

分業化によりジュネーヴの時計産業は急成長を遂げる。18世紀末には、時計産業に「人口の約三分の一が従事<sup>39</sup>」するようになっていた。ジュネーヴの時計はヨーロッパのみならず、近東諸国、さらにはアメリカへも輸出されており<sup>40</sup>、すでに「到る所にスイスの時計に対する旺盛な需要があった<sup>41</sup>」ことがわかる。販路の拡大は更なる増産を要請し、ジュネーヴの時計産業は労働力を求めて郊外、とりわけレマン湖畔の農村地帯へと規模を広げていった<sup>42</sup>。また、市場の拡大により時計商人が重要な役割を担うようになる。彼らはジュネーヴ近郊の家内労働者たちによって製作された部品を受け取り、加工のために都市の親方に渡すという重要な仲介役となっていたのである<sup>43</sup>。

このように、分業化と市場の拡大によって、ジュネーヴの時計産業は大きな発展を遂げるのであった。それでは、この時計産業史のなかに、時計職人としてのルソー家の来歴を位置づけていきたい。

## 2. ルソー家の来歴

### 2-1. 宗教亡命者として

ジュネーヴにおけるルソー家の起源に関しては、19世紀末から20世紀初頭にかけてウジェーヌ・リッターが古文書を調査し、実証的かつ詳細な研究成果

<sup>39</sup> ヨーゼフ・クーリッシェル、松田智雄監修、『ヨーロッパ近世経済史Ⅰ』、東洋経済新報社、1982年、252頁。

<sup>40</sup> 同上。なお、宗教改革により高価なものを身につけることに厳しい制限が定められていたことも、ジュネーヴの時計産業が市場を海外に広げた要因と考えられる（前掲尾崎「近世・近代のジュネーヴの経済」、290-291頁）。

<sup>41</sup> 前掲クーリッシェル『ヨーロッパ近世経済史Ⅰ』、252頁。

<sup>42</sup> 田中修、「スイスの時計産業（1）」、『地理』、第33巻第12号、古今書院、1988年、69頁、および尾崎麻弥子、「近代スイスの時計産業と部品製造業——一八・一九世紀のジュネーヴと周辺地域の事例」、踊共二・岩井隆夫編、『スイス史研究の新地平—都市・農村・国家』、昭和堂、2011年、103-104頁。

<sup>43</sup> 前掲クーリッシェル『ヨーロッパ近世経済史Ⅰ』、252頁。

を残している<sup>44</sup>。リッターの功績<sup>45</sup>により、ジュネーヴにおけるルソー家の歴史は、ジャン＝ジャックの五代前、ディディエ・ルソー（Didier Rousseau, c1520-1581）まで遡ることができる。当時の住民台帳および個人台帳によると、ディディエはフランスのパリ近郊モンテリーで生まれ、1549年にジュネーヴの定住権を許与され、アビタン « habitant » すなわち移住民階級の資格を得ている<sup>46</sup>。

前述したように、当時ジュネーヴ共和国は四つの社会階層に分かれており、シトワイヤン « citoyen », ブルジョワ « bourgeois », ナティブ « natif », アビタン « habitant » に区分されていた<sup>47</sup>。このうち、上位二つの階級であるシトワイヤンとブルジョワだけが政治的な権利を持つ主権者、すなわち市民とみなされていた<sup>48</sup>。下位二つの階級はともに移住民階級であり、アビタンはジュネーヴに住むことを許された新来の移住民に、ナティブはアビタンの子孫、すなわち移住民二世以降に与えられた資格であった。両者は政治的な権利を一切持たない。しかし、これらの社会階層は厳格に固定されていた訳ではなかった。ジュネーヴで生まれたブルジョワの子どもは自動的にシトワイヤンに昇格して

---

<sup>44</sup> Eugène Ritter, « Portraits des parents de J. J. Rousseau », in *Annales de la Société Jean-Jacques Rousseau* (en abrégé *AJJR*), t. IV, Genève, A. Jullien, 1908, pp. 277- 279 ; « Jean-Jacques Rousseau, notes et recherches », in *AJJR*, t. XI, Genève, A. Jullien, 1916-1917, pp. 1-235 ; « La famille et la jeunesse de J. J. Rousseau », in *AJJR*, t. XVI, Genève, J. Jullien, 1924-1925, pp. 1-250.

<sup>45</sup> リリアンス・モテュ＝ウェベールは、ジュネーヴの古文書館に所蔵される資料を調査し、リッターの功績を補完する研究（Liliane Mottu-Weber, « La “Fabrique genevoise” et la famille Rousseau », in *Des montres signées Rousseau, op.cit.*, pp. 40-63）を行った。

<sup>46</sup> Eugène Ritter, « La famille et la jeunesse de J. J. Rousseau », *op.cit.*, p. 23.

<sup>47</sup> 前掲喜多見「転換期ジュネーヴの知識人たち」、4頁。なお、ジュネーヴ周辺の田舎に住む農民シュジュエ « sujet » と呼ばれる隷属民を加え、五つの階層に区分される場合もある。

<sup>48</sup> 同上。なお、本稿において「ジュネーヴ市民」あるいは「市民」と表記する場合は、シトワイヤンを指す。例えば、ルソーが「ジュネーヴ市民」と記す時、「市民」はシトワイヤンを意味している。ジュネーヴの主権者としての市民（シトワイヤンとブルジョワ）を指す場合は、単に市民と表記する。

おり、ブルジョワが新参の市民にのみ限定されていることがわかる<sup>49</sup>。また、アビタンは権利金を支払って承認されれば、ブルジョワに昇格することができた<sup>50</sup>。つまり、ジュネーヴへの移住者アビタンはブルジョワになる道があり、その次の世代からはシトワイヤンとなれるのである。フランスから亡命し、1549年に新来の移住民としてアビタンの資格を取得したディディエも、この道を進んだ。1555年に権利金を支払ってブルジョワの資格を得たのである<sup>51</sup>。プロテスタントのローマと呼ばれる宗教都市ジュネーヴ共和国から居住を認められ、市民権をも得たディディエは、1560年代以降本格化するフランスからの宗教亡命者の先駆けといえよう。

当時の住民台帳および個人台帳によれば、ディディエはアビタンの資格を取得した際、ワイン商人として生計を立てることを許可されていた<sup>52</sup>。後にディディエが署名した公正証書には、本屋と職業が記されているものもあるが<sup>53</sup>、ルソー家に時計職人が誕生するのは、もう少し先のことであった。

## 2-2. 時計職人として

ディディエはジュネーヴで二度結婚するが、初婚については明らかになっていない<sup>54</sup>。寡夫となったディディエは1569年に再婚するものの、息子ジャン・

---

<sup>49</sup> 川合清隆によると、「シトワイヤンとブルジョワの区別は結局、古参市民と新参市民の違いにすぎない。ブルジョワは行政職への被選挙権を持たないとしても、市内で生まれた第二世代はシトワイヤンに昇格するのであるから、両階層間に対抗意識は基本的に存在しなかった。」（川合清隆、『ルソーとジュネーヴ共和国 人民主権論の成立』、名古屋大学出版会、2007年、23頁）。

<sup>50</sup> 同上。ユグノー移民の急増により、ジュネーヴ当局は市民権の付与数を絞り始め、権利金は急騰していった。18世紀初頭にはアビタンとナティブの数が人口の半分を占めるようになっていた（同上、24-25頁）。

<sup>51</sup> Eugène Ritter, « La famille et la jeunesse de J. J. Rousseau », *op. cit.*, pp. 25-26.

<sup>52</sup> *Ibid.*, p. 23.

<sup>53</sup> *Ibid.*, p. 24. リッターは、ディディエがパリでは本屋を営んでいた可能性を示唆している。

<sup>54</sup> *Ibid.*, p. 28.

ルソー (Jean Rousseau, 1580-1642) を設けてすぐに亡くなってしまふ<sup>55</sup>。前述したように、ブルジョワの子どもは自動的にシトワイヤンの資格を得ることができた。つまり、「ジュネーヴ市民」ルソー家の歴史は、ディディエの息子ジャンから始まったのである<sup>56</sup>。未亡人となった母親は息子を連れて革なめし職人の親方と再婚し<sup>57</sup>、成長したジャンは継父の許で修行することになる<sup>58</sup>。そして1601年、21歳になったジャンは、自身と同じくフランスの宗教亡命者の家系に生まれた女性と結婚し、三人の子どもを授かった<sup>59</sup>。やがて長女は時計職人の親方に嫁ぎ<sup>60</sup>、時計職人への道が開かれることになる。長男ジャン二世は義理の兄の工房に徒弟奉公に出され<sup>61</sup>、ここにルソー家初の時計職人が誕生するのであった。前述したように、ジュネーヴにおいて時計職人の同業者組合が設立されたのは1601年であり、時計産業の発展とともに、ルソー家は時計職人を家業としたのである。

ジャン=ジャックの曾祖父にあたるジャン二世・ルソー (Jean Rousseau, 1606-1684) は、徒弟から職人を経て親方となり、1631年には自身の工房を開いた<sup>62</sup>。初代にして大きな成功を取めたジャン二世は、十九人の子どもを授かり<sup>63</sup>、息子は時計職人あるいは宝石細工、金銀細工、金箔加工といった時計関連手工業の職に就き、娘は同業の親方や職人に嫁いだ<sup>64</sup>。ここに、17世紀後半か

---

<sup>55</sup> *Ibid.*, pp. 28-32. 再婚後、ディディエは五人の子どもを授かるが、最初の四人は幼くして亡くなってしまふ。末子がジャンであった。

<sup>56</sup> 1639年にジャンが残した遺書には、「ジュネーヴ市民」(*ibid.*, p. 54)と明記されている。

<sup>57</sup> *Ibid.*, p. 33. ディディエの死後、ジャンの母親は三度再婚をするが、最後の夫が革なめし職人の親方であった。

<sup>58</sup> *Ibid.*, p. 53.

<sup>59</sup> *Ibid.*, pp. 53-54.

<sup>60</sup> *Ibid.*, p. 54.

<sup>61</sup> *Ibid.*

<sup>62</sup> Liliane Mottu-Weber, « La "Fabrique genevoise" et la famille Rousseau », *op.cit.*, p. 54.

<sup>63</sup> Eugène Ritter, « La famille et la jeunesse de J. J. Rousseau », *op.cit.*, p. 56.

<sup>64</sup> Jean-Daniel Candaux, « La généalogie Rousseau », in *Des montres signées Rousseau*, *op.cit.*, pp. 65-67.

ら本格的に拡大する分業化の兆しを見て取れる。ジャン二世の次男ダヴィッドも家業を継いで時計職人の親方となり、数多くの職人を育てた<sup>65</sup>。こうして、ルソー家は二代にわたり時計職人を営むのであった。

ジャン＝ジャックの祖父にあたるダヴィッド・ルソー（David Rousseau, 1641-1738）は、十四人の子どもを授かるが多くは夭折してしまう<sup>66</sup>。最終的に三人の息子と三人の娘が残り、息子たちは皆時計職人となった<sup>67</sup>。

ダヴィッドの長男こそ、ジャン＝ジャックの父イザック・ルソー（Isaac Rousseau, 1672-1747年）である<sup>68</sup>。イザックは父親の工房で修行して時計職人となるが、一時的にダンス講師となったり、旅に出たりするなど家業から離れることもあった。時計職人に復帰してからも、結婚後すぐにコンスタンチノーブルに出発しており<sup>69</sup>、落ち着きのない生活を送っていた。

前述したように、ジュネーヴの時計産業はヨーロッパに限らず近東諸国へと販路を拡大させており、コンスタンチノーブルは時計職人の活躍の場となっていた<sup>70</sup>。その歴史は古く、16世紀末、迫害を受けてフランスから渡来したユグノーの定着と時を同じくして、ジュネーヴの時計職人はコンスタンチノーブルへ移住を始めていた<sup>71</sup>。そして現地の時計産業は発展し、移民によって西洋的な

<sup>65</sup> Liliane Mottu-Weber, « La "Fabrique genevoise" et la famille Rousseau », *op.cit.*, p. 56.

<sup>66</sup> Eugène Ritter, « La famille et la jeunesse de J. J. Rousseau », *op.cit.*, p. 59.

<sup>67</sup> *Ibid.*

<sup>68</sup> イザック・ルソーの生涯については、拙稿「ジャン＝ジャック・ルソーの父イザック・ルソー—新資料による父親像の検討—」（『人文研紀要』、第87号、中央大学人文科学研究所、2017年、1-30頁）で詳しく論じた。

<sup>69</sup> ルソーは父親が「招かれてコンスタンチノーブルへ行き、トルコ宮廷付の時計師となった」（OC I, p. 6）と『告白』で語っているが、実際は現地で販売されていたジュネーヴの時計のメンテナンスや修理にあたっていた可能性が高い（Thomas David, « Une autre Genève dans l'Orient », in *L'horloger du Sérail*, publié sous la direction de Paul Dumont et Rémy Hildebrand, Paris, Maisonneuve & Larose ; Istanbul, Institut Français d'Études Anatoliennes, 2005, p. 53）。

<sup>70</sup> *Ibid.*

<sup>71</sup> 久保田浩司、「時計産業近代史 スイスと日本、夫々の特徴」、『マイクロメカトロニクス』、第51巻第197号、日本時計学会、2007年、89頁。

地区が構築されていく<sup>72</sup>。1705年にコンスタンチノーブルへ出発したイザックは、時代の流れに沿っていたのである。

イザックは父親、祖父、叔父、兄弟が皆時計職人であり、親類の多くは時計産業に関わっていた。さらに、二人の叔父はロンドンとハンブルク、弟はアムステルダムで時計職人として活躍しており<sup>73</sup>、このような環境もイザックの目を異国の地に向けさせる要因となったのであろう。ルソー家の国外進出は、ジュネーヴの時計産業の拡大を証明していたのである。

### 2-3. 時計産業との決別

1711年、約6年間のコンスタンチノーブル滞在の後、イザックは帰国した。そして翌年、次男ジャン＝ジャックが誕生したのである。ルソーは自伝『告白』（1782-1789年）において「私は1712年にジュネーヴで、市民イザック・ルソーと、市民シュザンヌ・ベルナルとの間に生まれた<sup>74</sup>」と自らの出生について語っている<sup>75</sup>。イザックは時計職人、シュザンヌもまた時計職人の娘であった<sup>76</sup>。

ジュネーヴの時計職人によく見られる家庭であったが、一家の安寧はさほど長くは続かなかった。シュザンヌは1712年に次男<sup>77</sup>ジャン＝ジャックを出産後、産褥熱が続いて命を落とし<sup>78</sup>、イザックは1722年に喧嘩騒動を起こしてジュネーヴから逃亡してしまう。

父親と過ごした時間は長くはなかったが、幼いジャン＝ジャックは時計職人としての父親の姿をしっかりと記憶に留めていた。

---

<sup>72</sup> Christophe A. J. D. Van Staen, « Conjecture sur le séjour d'Isaac Rousseau en Orient (1705-1711) », in *L'horloger du Sérail*, *op.cit.*, p. 99.

<sup>73</sup> Eugène Ritter, « La famille et la jeunesse de J. J. Rousseau », *op.cit.*, p. 101.

<sup>74</sup> OC I, p. 6.

<sup>75</sup> 両親がともに「ジュネーヴ市民」であることを読者に伝えながら、自身もそうであることを示唆している。

<sup>76</sup> Eugène Ritter, « La famille et la jeunesse de J. J. Rousseau », *op.cit.*, p. 71.

<sup>77</sup> ルソーには6歳年上の兄がいた。

<sup>78</sup> ルソーは自らの誕生を「最初の不幸」(OC I, p. 7)と呼んだ。

父は時計の職を唯一の生計の道としなければならなかった。父はこの職では実際、腕達者であった<sup>79</sup>。

時計職人の技術と知識を継承する父親を、ジャン＝ジャックは尊敬の眼差しで見っていたのだろう。彼は時計に興味を持ち、父親と離れても祖父<sup>80</sup>の工房で遊んでいた。

年を取った人のよい祖父の真似をして、時計を造ろうとして、彼の道具を壊したりした<sup>81</sup>。

ジャン＝ジャックは、父親のような立派な時計職人になることを夢見ていたのだろう。ところが、彼が時計職人の修行をすることはなかった。長男フランソワは時計職人の親方に<sup>82</sup>、次男ジャン＝ジャックは時計に装飾を施す彫刻師の親方に徒弟奉公に出されるのであった<sup>83</sup>。長男が父親の許で修行していた<sup>84</sup>ことを考慮すると、家業を継ぐのは長男であり、次男は時計産業に欠かせない彫刻師として家業の繁栄に貢献することを期待されていたのであろう。二人が違う職業の徒弟奉公に出されたのは、将来、分業を円滑に進めるためだったのかもしれない。

---

<sup>79</sup> *Ibid.*, p. 6. イザックは逃亡先でも時計職人として働いていたと考えられる（前掲拙稿「ジャン＝ジャック・ルソーの父イザック・ルソー」参照）。

<sup>80</sup> ダヴィッドは1738年、ジャン＝ジャックが26歳になるまで存命した。

<sup>81</sup> *OC I*, p. 25.

<sup>82</sup> 1722年10月21日付の公正証書によると、フランソワは父親から教わっていた時計職人業の修行を終えるために、別の親方に就いていた（Eugène Ritter, « La famille et la jeunesse de J. J. Rousseau », *op.cit.*, p. 138）。

<sup>83</sup> 1725年4月26日付の公正証書（*OC I*, pp. 1209-1210）による。なお、父親の逃亡後は叔父に預けられていた。

<sup>84</sup> Eugène Ritter, « La famille et la jeunesse de J. J. Rousseau », *op.cit.*, p. 138.

しかし、複雑な家庭環境と厳しい徒弟修行のせい、二人が与えられた修行期間を全うすることはなかった。彫刻師の親方に酷使され、虐待されたジャン＝ジャックは「悪徳を身につけ<sup>85</sup>」、「墮落した子どもとなった<sup>86</sup>」ことを自覚する。そして1728年、16歳の時にジュネーヴから出奔し、以後、時計産業とは一切関わりのない人生を送った。この時、兄フランソワも行方不明となっており、伝統ある時計職人というルソー家の家業は、四代目にして途絶えてしまうのであった。

### 3. 父親からの継承

#### 3-1. 祖国愛

出奔により、家業であった時計職人という職を受け継ぐことができなかったジャン＝ジャックは、放浪の末、フランスのアヌシーでヴァランス夫人に保護される。そして、彼女の勧めによってカトリックに改宗し、代々ルソー家が政治的特権を享受してきた「ジュネーヴ市民」という資格を喪失したのであった。ジュネーヴにおけるルソー家の来歴が、宗教亡命者から始まっていることに鑑みれば、ジャン＝ジャックの改宗は、自家の伝統の放棄および故郷ジュネーヴとの決別を意味していた。

その後、紆余曲折を経てフランスで啓蒙思想家として才能を開花させるが、社交界になじめなかったルソーは、かつて帰属した共和国への郷愁を募らせ、「狂おしい青春時代の迷いから<sup>87</sup>」代々継承されてきた「ジュネーヴ市民」という資格を失ったことを後悔するのであった。そして、故郷への帰還を決意したルソーは、完成間近の『人間不平等起源論』に「献辞」を添えて熱烈な祖国愛

---

<sup>85</sup> OC I, p. 31.

<sup>86</sup> *Ibid.* ルソーは「家族と暮らす幸福な幼年期が終わり、社会に触れることで墮落する」という構図を『告白』で展開しており、それは彼自身が「根本原理」と呼ぶ「人間の本源的善性」の変奏であった（前掲拙稿「ルソーにおける思想の統一性と父親像」参照）。

<sup>87</sup> OC III, p. 118.

を表明し、「ジュネーヴ市民ジャン＝ジャック・ルソー」と署したのである。

無論、改宗と同時に失った市民権はまだ回復されていなかったが、ルソーは自らが「ジュネーヴ市民」に相応しい人間であることを「献辞」で訴えようとした。ルソーと故郷とを結びつける細い糸は、「ジュネーヴ市民」の息子という血脈と、父親である市民イザックから受け継いだ強い祖国愛であった<sup>88</sup>。ルソーは自身の祖国愛を、父親との読書によって得たものだと『告白』で強調している。

これらの興味深い読書と、それが父と私との間に引き起こした会話から、あの自由で共和主義的な精神、束縛と従属とを我慢できないあの不屈で誇り高い性格が形作られ […] 自分自身が共和国の市民として生まれ、祖国愛を最も強い情熱としていた父の子であった私は、父の例にならって祖国愛に心を燃やすのであった<sup>89</sup>。

「ジュネーヴ市民」として生まれ、強い情熱的な祖国愛を抱いていた父親は、息子に自由で共和主義的な精神や祖国愛を、そして当然市民権も継承したのだということを、ルソーは主張するのであった。

### 3-2. 主権者たる市民の誇り

『人間不平等起源論』の「献辞」にも、父親の教育によって継承した祖国愛が語られているが、これはジュネーヴ共和国の為政者に捧げられたものであった。

高潔にして畏敬すべき諸卿よ、 […] その地位を占めている人々を有名に

<sup>88</sup> 前掲拙稿「ルソーにおける思想の統一性と父親像」参照。

<sup>89</sup> OC I, p. 9.

するにふさわしい地位があるとすれば、それはおそらく才能と徳によって与えられた地位、あなた方自身をそれにふさわしくし、同胞市民があなた方を推挙してくれた地位であります<sup>90</sup>。

ルソーはまず、為政者の地位は彼らの才能や徳だけではなく、市民が推挙したことによって得られたものだと述べている。市民の推挙、つまり主権者による選出が為政者の権力の源泉なのだと主張するのである。

[あなた方を] 他の為政者よりも優れていると私が思うのは、自由な人民、特にあなた方が光栄にも導いている人民が、その知識と理性において、他の国家の愚衆よりも優れているからであります<sup>91</sup>。

主権者すなわちジュネーヴ市民の優れた「知識と理性」が、他国より秀でた為政者の地位を担保していることを、ルソーは称賛する。そして、そのような市民の一例として父親を挙げ、優れた「知識と理性」によって、父親が息子に祖国愛を継承するという構図を作り出すのであった。

小林善彦が指摘するように<sup>92</sup>、ルソーが父親から受けた教育に、主権者であるジュネーヴ市民という理念の継承があったことは、『パリゾ氏への書簡詩』(1742年)の一節からも窺える。ヴァランス夫人の許から離れ、リヨンで家庭教師となるも上手くいかず、パリへ出て一旗揚げようと考えていた時期、つまりジュネーヴへの憧憬と郷愁に囚われていない時期に執筆した著作において、ルソーは自らの出生を「卑賤の身に生まれ<sup>93</sup>」と蔑みながらも、主権者であるこ

---

<sup>90</sup> OC III, p. 117.

<sup>91</sup> *Ibid.*

<sup>92</sup> 小林善彦、『誇り高き市民 ルソーになったジャン＝ジャック』、岩波書店、2001年、19-20頁。

<sup>93</sup> OC II, p. 1137. 『人間不平等起源論』の「献辞」を執筆する10年以上前の著作である。

とを父親から教わったと続けるのであった。

しかし同時に私は教えられました、私は生まれ出るや、  
最高権力を分有する権利を持ち、  
いかに小さくても、弱く名もない市民であっても  
私は主権者の一員であることを<sup>94</sup>。

ジュネーヴ市民が「最高権力を分有する」主権者であることを伝承する、これも父親によって施された教育の一環だったのである。まだジュネーヴへの郷愁に心を奪われていない時期の著作であるがゆえに、信憑性のある回想といえよう。

### 3-3. 主権をめぐる闘争<sup>95</sup>

しかしながら、ルソーが父親と暮らした18世紀前半のジュネーヴは、市民が「最高権力を分有する」主権者であるにもかかわらず、政治権力が特定の家族に集約された、世襲の門閥貴族政治と呼ぶべき体制が存在していた<sup>96</sup>。そのため不満を募らせる市民は異議申し立てを行い、共和国には政治的闘争の時期が到来していた。

そもそもジュネーヴでは16世紀の共和国成立まで、直接民主制の定例市民

---

また、母親はすでに亡くなっていたため、ここでの教育は父親によってなされたことになる。

<sup>94</sup> *Ibid.*

<sup>95</sup> ミシェル・ロネは、ルソーが父親から受けた政治教育や、ジュネーヴ共和国の政治闘争に関する実証的な研究（Michel Launay, *Jean-Jacques Rousseau écrivain politique (1712-1762)*, Genève-Paris, Slatkine, 1989）を行った。ロネはルソー家の歴史を紐解いたリッター前掲書に依拠しながらも、ジュネーヴ共和国の政治という視点からルソーと父親の関係を論じている。なお、川合前掲書はロネの研究に依拠している。

<sup>96</sup> 前掲川合『ルソーとジュネーヴ共和国』、25頁。17世紀にはすでに「シトワイヤン身分の中に実質的な都市貴族階層（パトリキア）が形成され、彼らが共和国の支配階級として君臨」（同上）していた。

総会が立法機関として存続していた<sup>97</sup>。しかし、直接民主制の非効率性を補うべく、市民の代表である市長の許に参事会が置かれ、行政が効率化されたのであった。さらにカトリックの隣国サヴォアからの脅威が差し迫り、総会を開いて議論する暇がなくなると、人数を絞った議決機関（当初は五十人議会、後に二百人議会）が設置され、総会の権限は縮小されていくのであった<sup>98</sup>。その結果、18世紀には「市長選挙のための定例総会<sup>99</sup>」しか開かれなくなっていた。つまり、ルソーが父親から教えられたような、主権者たる市民が自らの意思を市政に反映させるといふ理念はほとんど失われ、市長や参事会、さらには二百人議会が市政を牛耳る体制ができていたのである。そこで、「ジュネーヴ市民階級は、参事会の独裁的行政に反対し、総会主権の直接民主制を再生させようとして果敢な闘争を開始<sup>100</sup>」した。やがて市民の闘争は拡大し、18世紀を通してジュネーヴ共和国は「革命の実験室<sup>101</sup>」と呼ばれるような状況であった。

最初の大きな政治闘争は、1707年1月に起こる<sup>102</sup>。ピエール・ファティオを代表者として改革を求める市民は、「政府に対し人民を主権者と認めること、人民が集う総会を立法機関として認め、重要法案は総会を開会し、総会で討議し決定することを要求した<sup>103</sup>」。しかし、参事会によって拒否されてしまう。改革派市民は、多くの時計職人が住むサン＝ジェルヴェ街<sup>104</sup>のクータンス通りで暴動を起こすが、政府の弾圧を受けてファティオは逮捕され、死刑に処されてしまうのであった<sup>105</sup>。

---

<sup>97</sup> 同上、27頁。

<sup>98</sup> 同上、28-31頁。

<sup>99</sup> 同上、31頁。市長選挙も参事会と二百人議会が共同で提示した名簿のなかから選任することになっていた（同上、34頁）。

<sup>100</sup> 同上、30頁。

<sup>101</sup> 同上。

<sup>102</sup> 同上、104頁。

<sup>103</sup> 同上、106頁。

<sup>104</sup> ルソーは「サン＝ジェルヴェの界隈を訪れてみてください。ヨーロッパのあらゆる時計屋がそこに集まっているかのようです。」（OC V, p. 85）と述べている。

<sup>105</sup> 前掲川合『ルソーとジュネーヴ共和国』、110-111頁。

ここで注目すべきは、この政治闘争に連座して、ルソーの祖父ダヴィッドも処罰された<sup>106</sup> ことである。暴動が発生したクータンズ通りには、時計職人の親方ダヴィッドの工房もあり、1717年には、ダヴィッドの息子イザックも5歳になったジャン＝ジャックを連れて引っ越して来るのであった<sup>107</sup>。イザックが新しく工房を構えた建物の家主はファティオの友人で、自身も主権者としての権利や総会の権限を回復する運動の指導者だった<sup>108</sup>。このように、幼いジャン＝ジャックが時計職人の父親と暮らした地区には、多くの反政府的な活動家が住んでいたのである。ルソーは「五歳で市民階級の闘争拠点である下町のサン＝ジェルヴェ街へ引っ越し、七歳頃から主権者意識と愛国心を育む、きわめて政治的な家庭教育を父親から受けた<sup>109</sup>」のであった。

イザックは父ダヴィッドから時計職人という家業とともに、政治的立場、特に主権者としての誇りを継承したのであろう。彼が父親と同じように政治闘争に参加したかどうかはわからない。しかし、若きイザックが引き起こした二つの騒動、すなわち貴族階級に決闘を申し込んだ事件と家族を崩壊に導いた門閥貴族との喧嘩事件<sup>110</sup>に鑑みれば、彼が世襲的な特権とそれを保有する特権階級に対して、いかなる感情を抱いていたかは明らかであろう。ここに、特権階級に対して激情を向け、さらには主権者として寡頭政治に異議申し立てをする、「闘う父親」の姿が浮かび上がる。イザックにとっては、ダヴィッドも「闘う父親」であった。

## おわりに

ジュネーヴにおける時計産業の発展は、フランスからの宗教亡命者によって

---

<sup>106</sup> 同上、110頁。

<sup>107</sup> 同上、100-101頁。それまでは、山の手グラン＝リュ通りに住んでいた。

<sup>108</sup> 同上。

<sup>109</sup> 同上、103頁。

<sup>110</sup> 前掲拙稿「ジャン＝ジャック・ルソーの父イザック・ルソー」参照。

もたらされた。時計職人は市民だけに許された社会的地位の高い職種であり、同じく宗教亡命者としてジュネーヴに移住したルソー家は、共和国の繁栄を支えた二つの要素、すなわち時計職人と「ジュネーヴ市民」を体現する家系となった。

時計職人に囲まれて育ちながらも、時計産業とは全く関わりのない人生を歩んだジャン＝ジャックにとって、市民にのみ許された時計職人の息子であることは、生まれ故郷との紐帯を求める際の、ジュネーヴ市民たる資格を保証するものに過ぎなかった。ジュネーヴ出奔後、カトリックに改宗し市民権を失ったルソーには、時計職人の「徳高き市民」である父親から市民としての資質、祖国愛を受け継いだという構図が必要だったのである。

父親が幼いジャン＝ジャックに施した教育のなかで注目すべきは、主権者たる市民という矜持である。18世紀に入ると、門閥貴族が独占する政府に対し、市民は主権の回復を求めて異議申し立てをするようになる。この政治闘争に、ジャン＝ジャックの祖父ダヴィッドは関与し、父親イザックも主権者として特権階級への敵対心を隠さなかった。つまり、両者には「闘う父親」という一面があったのである。

しかしながら、ルソーの自伝『告白』には、幼年期をともに過ごした父親の姿が描かれているものの、そこに「闘う父親」像は一切反映されていない。最後に、この理由について考えてみたい。

まずは、内乱をもたらす政治闘争に対するルソーの嫌悪感が挙げられる。ルソーは「暴力を嫌悪する温和な性格」ゆえに「穏健な順法主義者、改良主義者」なのだ、と川合清隆は論じた<sup>111</sup>。そして「暴力を嫌悪する」理由を、1737年のジュネーヴ内乱、すなわち門閥貴族による寡頭政府と市民階級との衝突に見出している<sup>112</sup>。幼いジャン＝ジャックは、反政府派市民が拠点とした下町のサン＝

---

<sup>111</sup> 前掲川合『ルソーとジュネーヴ共和国』、97頁。

<sup>112</sup> 同上。

ジェルヴェ街に住んでおり、幾度となく政治闘争を目撃していたはずである。しかし1737年の内乱は、ルソーにとって忘れがたい衝撃的な闘争であった。25歳となり成人に達したルソーは、母親の遺産を相続するためにジュネーヴに滞在していたが、そこで知人の親子が敵味方に分かれて対峙する悲劇に遭遇する。

父と子が武器を持ち、一方は市役所へ、他方は自分の地へ向かって、同じ家から出て行くのを見た。二時間後にはお互いに向かい合って、殺し合う危険に身をさらすのを確信してである。この恐ろしい光景は私に非常に強い印象を与えたので、もしも市民の権利に戻ることがあっても、決してどんな内乱にも加わらず、行動によっても、言葉によっても、決して武器に訴える自由を支持すまいと誓った<sup>113</sup>。

「この恐ろしい光景」を目の当たりにしたルソーは、いかなる理由があっても決して内乱に加わらないことを心に誓った。暴力を嫌い、平和を望むルソーにとって、市民を二分し、内乱を勃発させ兼ねない政治闘争は忌避すべきものだったはずである。だとすれば、「闘う父親」の姿は触れたくない父親の一面であろう。

次に、ルソーの諸作品を貫く思想、すなわち「根本原理<sup>114</sup>」（人間の本源的善性）との関係が挙げられる。ルソーは『告白』を執筆するにあたり、「人間は生まれた時は善であり、社会がそれを墮落させる」という「根本原理」を自身の人生に反映させるため、幸福な幼年期を措定し、その世界を主宰する父親を善良な人物として描いた<sup>115</sup>。また、ジュネーヴ政府から『エミール』（1762年）

<sup>113</sup> OC I, p. 216.

<sup>114</sup> OC IV, p. 935.

<sup>115</sup> 前掲拙稿「Évolution de l'image du père au fil de l'écriture des lettres chez Jean-Jacques Rousseau」および「ルソーにおける父親像の変遷」参照。

と『社会契約論』（1762年）を指弾されたルソーは、回復した市民権を再び放棄するも<sup>116</sup>、「徳高き市民」との連帯を模索し続けていた。市民権を再度喪失したルソーが頼ったのは、やはりルソー家の血筋と、父親から継承したジュネーヴ共和国の精神および祖国愛という無形の絆であった。つまり、『告白』に描かれる父親はそれに相応しい「徳高き市民」でなければならなかったのである<sup>117</sup>。

ルソーにとって「闘う父親」は触れたくない父親の一面であった。それゆえ、幸福な幼年期を主宰する善良な父親、そして「徳高き市民」である父親を描くにあたって、「闘う父親」像は排除されてしかるべき姿なのであった。

付記：本研究は JSPS 科研費 JP18K12347 の助成を受けたものである。

---

<sup>116</sup> ルソーは『人間不平等起源論』を出版した後、プロテスタントに再改宗し、ジュネーヴ政府から市民権の回復が許されていた。

<sup>117</sup> 前掲拙稿「ルソーにおける思想の統一性と父親像」参照。